

令和7年12月17日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 出村光
同 上野仁志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

1 監査実施対象課

福祉部 高齢福祉課（対象団体：公益財団法人平塚市生きがい事業団）

2 監査実施日

令和7年10月24日

3 監査結果の公表日

令和7年11月28日（平塚市監査委員公表第20号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) <p>(1) 支出における委託契約について、契約日未記載の契約書が複数あった。本件については、前回監査においても同様の指摘があり、再発防止の取組として「複数名での確認を徹底する」との報告を受けたが、その対応が徹底されていなかったと言わざるを得ない。再度、生きがい事業団内での徹底はもとより、高齢福祉課においても措置状況を確認するなど、組織として適正な事務執行をされたい。</p>	(1) 【生きがい事業団】 <p>契約書案の起案を回付する段階で未記載部分に付箋を貼り、決裁完了後、押印した契約書を返送する前に、契約書原本を決裁とともに再度回付し、日付が記入済みであることを確認した後に付箋を取ることとし、必ず事務局内の複数人で確認した後に契約書を返送する仕組みとすることで、今後このようなことが起こらないよう徹底してまいります。</p> <p>【高齢福祉課】<p>上記の仕組みがきちんと取られているか適宜確認するとともに、契約書の日付部分の写真を添付したメール等で報告をもらう等、適正な事務執行が確保されているか確認を行っていきます。</p></p>

(要望事項)	(1) 【生きがい事業団】
<p>(1) 生きがい事業団では、会員への配分金支払時の資金不足が生じた場合の補填を目的に、年度当初に平塚市から運転資金を無利息で借り入れ、年度末に返還している。この借入額については、適宜見直しを行い徐々に減額しているところではあるが、令和6年度は市からの貸付金が不要な状況となっていた。自立した公益財団法人として、資金計画を精査するとともに、市からの貸付けを前提としない資金の調達方法について検討を進められたい。</p>	<p>今後の経営状況にかかる諸要件に不透明な部分もあり、近々に高齢福祉課と協議をしたいと考えています。</p> <p>【高齢福祉課】</p> <p>団体の安定的な運営を第一とし、財政状況等を確認しながら、貸付額の妥当性や貸付の必要性について検討してまいります。</p>
また、市としても生きがい事業団の財政状況等を十分把握した上で、貸付額の妥当性や必要性について検討されたい。	

- 1 監査実施対象施設
湘南ひらつかビーチセンター
 - 2 監査実施日
令和7年10月24日
 - 3 監査結果の公表日
令和7年11月20日（平塚市監査委員公表第21号）
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象部課において、業務内容説明書の業務実施期間について、指定管理の期間と異なる記載があったので、適切に対処されたい。</p> <p>(2) 対象部課において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかったことについて、認識の誤りがあり適切な指示を行っていなかった</p>	<p>(1) 業務内容説明書における期間を指定期間と同様とするため、覚書等を交わすことで対応いたします。</p> <p>(2) 令和7年度においては適切に処理できるよう年度協定書で定める期限を調整しており、今後も適切に処理できるよう年度協定書に適正な期限を反映するこ</p>

ので、年度協定書を再度確認し、適切な処理を行うよう指導されたい。	とで対応いたします。
----------------------------------	------------

対象団体：平塚海岸魅力促進共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象団体（指定管理者）において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかったので、年度協定書に則り適切に処理されたい。 (2) 対象団体（指定管理者）において、基本協定書に定められた経理口座に指定管理料以外の金銭を預け入れていたので、基本協定書に則り適切に処理されたい。	(1) 令和7年度においては適切に処理できるよう年度協定書で定める期限を調整しております。今後も市と協力して適切な処理に努めます。 (2) 基本協定書に則り適切に処理いたします。

～～～

1 監査実施対象施設

平塚市営住宅及び共同施設

2 監査実施日

令和7年10月24日

3 監査結果の公表日

令和7年11月20日（平塚市監査委員公表第21号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：都市整備部 建築住宅課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかったので、年度協定書に則り適切に処理されたい。	(1) 確実に年度協定書に則り処理できるよう指定管理者と十分協議のうえ、精算の手順及び期限を見直します。

対象団体：株式会社東急コミュニケーションズ

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象団体（指定管理者）において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかったので、年度協定書に則り適切に処理されたい。	(1) 確実に年度協定書に則り処理できるよう建築住宅課と十分協議のうえ、精算の手順及び期限を見直し致します。

(2) 対象団体（指定管理者）において、月間業務報告書及び四半期総括表について、基本協定書に定められた期限内に提出されていなかったので、基本協定書に則り適切に処理されたい。	(2) 作成担当者と平塚市営住宅サービスセンターの所長にてスケジュール管理を徹底し、基本協定書に則り適切に処理を致します。
--	---

以上